

表2 所得移転後の世帯所得（等価所得）のジニ係数の要因分解 全世界・年齢計

1993年 平成5年	1 雇用 所得	2 事業 所得	3 農林業 所得	4 財産 所得	5 その他の 所得	6 年金・ 恩給	7 その他の 社会保障給付
GINI 0.36403	0.80105	0.89452	1	0.037092	0.50145	0.56828	0.28450
Ri	0.98104	0.96257	0.76737	0.88323	0.88208	0.36138	0.5484
Gi	0.069830	0.078687	0.087904	0.16101	0.072230	0.58474	0.10663
Si	0.15075	0.18612	0.18530	0.014490	0.087765	0.32988	0.045701
Ii							
1999年 平成11年	1 雇用 所得	2 事業 所得	3 農林業 所得	4 財産 所得	5 その他の 所得	6 年金・ 恩給	7 その他の 社会保障給付
GINI 0.40334	0.90605	0.83774	1	-0.00956	0.41308	0.67238	0.18289
Ri	0.99332	0.96964	0.78810	0.86795	0.89134	0.37788	0.54590
Gi	0.13015	0.04349	0.09345	0.18411	0.059548	0.58095	0.092411
Si	0.29042	0.087588	0.18259	-0.003787	0.054359	0.36596	0.022875
Ii							
2002年 平成14年	1 雇用 所得	2 事業 所得	3 農林業 所得	4 財産 所得	5 その他の 所得	6 年金・ 恩給	7 その他の 社会保障給付
GINI 0.36623	0.86223	0.50285	1	-	0.42499	-0.045468	-0.29071
Ri	0.53285	0.95043	0.53285	-	0.95043	0.71576	0.065663
Gi	0.0057042	0.035536	0.16832	-	0.04398	0.51902	0.0090182
Si	0.89792	0.085688	-0.0011909	-	0.039423	-0.014897	-0.006946512
Ii							

出典：昭和56年、平成5年「所得再分配調査」より筆者作成。

注1) Ri:第i所得源泉から得られる所得のジニ係数と当初所得のジニ係数の相関係数、Gi:第i所得源泉から得られる所得のジニ係数、Si:第i所得源泉から得られる所得の平均額と当初所得の平均額の比率。

注2) 所得源泉iの意味(i=1~6) 1:雇用者所得, 2:事業所得, 3:農耕畜産所得, 4:財産所得, 5:その他の所得, 6:年金・恩給, 7:その他の社会保障所得移転(生活保護を含む)。

注3) 等価所得:世帯の所得を世帯人員の平方根で除した値。

表3 企業規模別に見た転職入職率

年	企業規模				
	5-29	30-99	100-299	300-999	1000
1995	10.9	9.4	7.0	5.5	4.3
1994	10.1	10.2	7.0	4.6	4.0
1996	9.3	10.5	8.9	5.5	4.9
1997	10.8	9.4	7.8	5.8	4.7
1998	9.8	10.5	10.1	6.7	5.6
1999	10.1	10.2	10.1	6.7	5.6
2000	10.2	9.8	10.4	7.1	6.5
2001	10.7	10.7	9.7	8.6	6.5
2002	10.2	9.3	9.2	7.2	7.2

出典 『雇用動向調査』各年版

2. 所得分配の不平等化と貧困率の増加

<分担研究者>

京都大学経済学部教授

橋木 俊詔

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

平成 16 年度報告書

所得分配の不平等化と貧困率の増加

橋木 俊詔（京都大学経済学部）

はじめに

日本は不平等化社会になりつつある、あるいは格差が拡大中である、との認識はほぼ定着した感がある。日常の会話で勝ち組、負け組という言葉がごく自然に使われるようになったのも、国民の多くが二極化を実感しているからである。

不平等、あるいは格差ということに注目すれば、様々な次元によってそれが語られる。もっともわかりやすいのは、結果の不平等として象徴される所得分配の不平等化、あるいは貧富の格差が拡大中、という事象である。

一方、機会の不平等も重要な概念である。人々が教育を受けたり、仕事を探すとき、あるいは企業内での昇進、等々に関して、差別がなく、しかもいろいろなことに挑戦する際に平等な機会が与えられているか、ということに注目する。

私の認識では、日本ではこれら 2 つの不平等、すなわち結果と機会の双方の分野において、不平等が進行中である。しかも、それらの不平等化があまり表面で語られることなく、いわば封印されながら進行中である。これらのことについては橋木(2004)で詳しく議論されている。

本稿では、結果の不平等、すなわち貧富の格差について、新しく利用が可能となった資料を用いて、ごく最近の現状を紹介する。2 つの目的がある。1 つは、国際比較の上での日本の地位の変化に注目する。もう 1 つは、貧富の格差のうち貧困者に焦点をあてて、日本のおかれた現状を議論する。

国際比較からみた日本の所得分配

2004 年の末に OECD(経済協力開発機構)が加盟各国の所得分配の現状を解析した調査結果を公表した。表 1 はそれを示したものである。表はジニ係数という指標を用いて、各国

の所得分配の不平等度の実態を推計したものである。ここでジニ係数とは、完全平等のときゼロ、完全不平等のときイチの数字をとる指標で、この数字が大きいほど所得分配が不平等、すなわち貧富の格差が大きいことを示す。

なお、OECD の報告書では、ジニ係数以外の他の指標をも用いて所得分配の不平等度を計測しているが、ジニ係数をもっともわかりやすい指標なので、ここではそれだけを提示している。さらに、ここでの所得とは、家族人数で調整した等価家計所得で計測されており、かつ税や社会保障の効果を除去した再分配後所得である。もう1つの留意点は、OECD は先進諸国が加盟している国際機関であるが、最近旧社会主義国や中進国も加盟している。これらの国は比較可能性が低いので除外している。

表 1 でもっとも目立つことは、日本が所得分配の不平等度が高いグループに属していることである。先進諸国を所得分配の現状によって、(1)平等性の高い国、(2)中程度の国、(3)不平等性の高い国、の3種類に区分した場合、日本は明らかに(3)のグループに属する。それらは、ポルトガル、イタリア、アメリカ、ニュージーランド、イギリス、といった国々であり、日本は貧富の格差が大きい国に仲間入りしている。

橘木(1998)では、1980年代から1990年代前半にかけて、日本の所得分配の不平等化が進行していることを示した。その書物に対して様々な批判があったが、そのうちの1つは、日本の不平等化が進行しているのは事実であるが、世界の先進国の中で比較すればまだ所得分配の不平等度は中の上程度なので、それほど気にする必要ない、という指摘があった。表 1 の結果は、時が経過するとともにその批判はもう妥当しない、ということを示している。表 1 の数字はごく最近に至って日本の所得分配の不平等度は、先進国の中では中程度ではなく、高い国のグループに属することを示している。

なぜこのような不平等化、あるいは貧富の格差が拡大したのか、様々な理由がある。例えば、高齢化の進展、能力・実績主義による賃金支払い制度の変化、不景気による失業者や低所得者の増加、政府の税・社会保障制度が不平等化を促進している、等々の理由がある。ここではそれらの理由を包括的に議論するのではなく、1つのことに注目する。それは低所得者の増加、すなわち貧困層の増加ということを議論する。

国際比較からみた日本の貧困率

国民のうち何%の人が貧困者であるかの数字を貧困率と呼ぶ。この数字が高ければ、国の中で貧困で苦しんでいる人の比率が高いことを示しているので、できればこの数字は低

い方がよい。表 2 は OECD 諸国の貧困率をごく最近の数字で示したものである。

貧困率の計測、特に国際比較というのは、相当に困難なことである。国によって貧困の定義が異なるし、家族の人数の差をどうとらえるか、生活水準の差をどう評価するか、といった困難を克服する必要がある。OECD はそれらの困難を逃れるため、すべての国の貧困の定義を、各国の中位所得の 50%にある所得以下にいる人を貧困者と定義し、かつ家族人数も共通の尺度で調整している。

表 2 によってわかる衝撃的な事実、日本が OECD 諸国の中で第 5 番目の高い貧困率の国ということである。第 1 位はメキシコの 20.3%、第 2 位はアメリカの 17.0%、第 3 位はトルコの 15.9%、第 4 位はアイルランドの 15.4%、そして日本は 15.3%の第 5 位である。

これら 5 カ国のうち、メキシコとトルコはまだ中進国といってよく、これらの国の貧困率が高いことは、日本と直接比較してもさほど意味がない、といってよい。先進国に限定するなら、アメリカに次いでアイルランドと日本がそれに続くといってよい。日本は先進国の中で、非常に高い貧困率の国になってしまったのである。ちなみに、日本の貧困率は 1994 年で 8.1%であった。ここ 10 年弱の間に 2 倍弱も貧困率が上昇したのである。驚くべき事実といえよう。

貧困者の数が急激に増加したことは、他の事実からも知ることができる。それは生活保護支給者の急増である。生活保護制度というのは、所得がないか、それとも所得が非常に低いことによって、自己の資金で生活ができなくなった人に対して、政府が公費で生活費を支給する制度である。貧困救済における最後の政策であるといってよい。

図 1 は生活保護を受けている世帯の数が、ここ数年の間に急増していることがわかる。特に最近ではその数が 100 万世帯を超えている。95 年では 60 万世帯前後だったので、相当大きな増加である。自分で生活できない人が非常に多いことがわかり、日本における貧困の深刻さが増していることを物語っている。

ここで注意すべきことは、表 2 で示した貧困者と図 1 での生活保護者では意味が異なる、ということである。貧困者とはある一定以下の所得しかない人々を貧困とみなしたのに対して、生活保護者とは現実に経済自立できないので、なんらかの支援を受けている人のことである。別の言葉でいえば、貧困者の全員が生活保護支給を受けているのではなく、貧困者の数が生活保護受給者の数よりはるかに多い。

貧困者は生活に困っている人であるから、なんらかの経済支援があつてしかるべき、との意見もありえようが、実は 15.3%の貧困者全員に生活保護支給を行なえば、そのための

財政資金は巨額なものになる。したがって、統計上は貧困者と定義されても、生活保護を受けていない人の数は非常に多い。

捕捉率という概念がある。貧困者に関して、生活に困窮しているのであるから、生活保護支給がなされるべきであるとの前提で、何%の人に対して実際に支給されているかを示した概念である。少し古い数字であるが、1993年の数字で6%という推計がある。日本では本来ならば支給されてもよい人々のうち、10%以下しか生活保護支給がなされていない、という実態なのである。

もとより、貧困の定義、人々が最低限生活できるための必要経費、貧困者の健康状態や経済状況、等々が明確にならないと、10%以下の捕捉率が低過ぎるとは簡単に批判できない。どの国でも捕捉率は100%ではなく、欧米諸国でも20~60%の数字である。しかし、わが国では貧困者の数が急増しているので、どのような方法でその人達に経済支援するかは、捕捉率のことも含めて緊急の課題である。

誰が貧困者か

貧困者の数が非常に多いことがわかったが、次の関心は誰がそうであるか、ということである。まず、年齢階級別に貧困率を検証してみよう。表3は年齢別に貧困率を計測したものであり、かつそれらが全貧困者数のうち何%のシェアを示しているかがわかる。

この表でもっとも印象的なのは、日本では高齢者の貧困率が非常に高いことがわかる。76才以上の人では、実に24%弱が貧困者であり、66才から75才の人々も19.5%の高さとなっている。この事実は、生活保護受給者の実態からも、高齢者が全受給者のうち実に47%を占めていることから確認できる。日本の貧困は高齢者で代表されるといっても過言ではない。特に高齢単身者にそれが目立っている。

高齢者の多くは働けない人が多いので、年金や介護保険の支給があつてしかるべきであるから、本来ならばこれほどまでに高い貧困率にならないものと予想される。しかし、実態を言えば、無年金の人や年金受給の資格があつても受給額が非常に低い高齢者が多いのである。なんらかの理由で公的年金保険に加入していなかったか、それとも加入していたとしても保険料の拠出額が非常に低かったのである。

もう一つ高齢者に目立つ理由は、健康を害していたり寝たきりになっていて、働くことによって所得を稼ぐことが全く不可能な状態になっている場合が多い。こういう人達は医療費や介護費の負担も多く、自己の資産額が少ない人達は、政府からの経済支援に頼らざ

るをえない事情もある。

表 3 でもう一つ印象的なことは、若年層の貧困率が高齢者に次いで高いことである。17才未満で 14.3%、18才から 25才で 16.6%となっており、若年層に貧困者の多いことがわかる。これら若者の貧困者は健康の問題がほとんどないので、高齢者の場合と全く異なる事情から貧しいのである。それは一重に日本経済の不況による失業率の高さ、特に 10%を超す若者の失業率の高さから生じる現象である。

若者が働く機会、すなわち所得を稼ぐ機会がないことから発生していることである。失業している若者に加えて、フリーターと呼ばれるように若者には、不完全就業の人が 200万人とも 400万人ともいわれ、低所得に甘んじている人の層が多い。その人達の平均年収は 140万円前後であり、貧困者とみなされうる。もっとも深刻なのは、フリーターの若者には年収 110万円未満の人と、年収 200~250万円の人とで二極化しており、110万円以下の若者は完全に貧困者とみなせる。

一方、定職に就いている若者に関していえば、年功序列制の下ではそれほど高い賃金を得ているわけではないが、貧困者とみなせない所得を稼いでいる一群の若者が存在することも確かである。失業者、フリーター、ニート等で代表される低所得、ないし貧困にいる若年層と、貧困でない若年層に区分されており、若者の間でも経済格差、ないし貧富の格差がみられることも日本の特色となっている。

最後に、貧困者に別の 2つのグループがあることを指摘しておこう。第 1 は生活保護受給者のうち、高齢者に次いで数が多いのは傷病者・障害者の 35.1%である。これらの人は働けないのであるから当然の支給である。障害者については、できれば雇用の機会が与えられて、自立の道があることが望ましいが、人々のおかれた現状によって大きく異なる。この問題を論じるには多くの紙面を必要とするので、本稿では議論しない。

第 2 のグループは 8.8%の母子家庭である。母子家庭とは、離婚か死別によって母親一人で子供を養育しているか、まだ数はそう多くはないが父親が認定されえない単身の母親で、かつ子供のいる家庭である。

母子家庭がなぜ貧困のもう一つの代表選手であるかを説明するのは容易である。第 1 に、日本の女性は男性と比較して賃金が低いし、そもそも仕事を見つけるのも困難である。それは女性の労働者としての資質がまだ男性ほど育成されていない事情も手伝っている。第 2 に、母子家庭における子供の年齢は多くの場合低年齢であり、働くことと子育ての両立が難しい現状が女性につきつけられている。象徴的に言えば、専業主婦であった人が突然働

きたい希望をもって、なかなか賃金の高い良質な仕事が彼女達に開かれていないことで、これらのことがわかる。

どこの先進諸国においても、母子家庭は貧困層の典型になっている。離婚率の上昇はどの国でもみられる現象であり、わが国でも遅まきながら離婚率は高まっている。欧米諸国ではこれらの女性が働くことができるように、税制をはじめ様々な政策を導入している。例えば、働くことを条件に所得税の優遇措置や児童手当の支給を大胆に行なったり、保育施設の利用を優先的に与えたりしている。母子家庭への支援策が福祉政策の代表にすらなりつつある国もみられる。

わが国の現状は母子家庭への支援策はまだ十分ではない。なぜならば、離婚した夫の子育て支援の送金や慰謝料の支払いによって、残された妻子の経済保障を行なうという考え方が根強く残っている。繰り返しになるが、女性が良い職を見つけることが困難なのであるが、訓練を施して彼女達が仕事を見つけられるような支援策が、企業側と公共部門の双方に乏しい事情もある。

これらのことは、男女の性別役割分担意識の強かった日本では、ある程度避けられないことであったかもしれないが、男女共同参画の意識がこれまで以上に強くなれば、欧米諸国のように税制、児童手当や子育て支援といった母子家庭への政策が、強固になると予想される。しかし、このことは意外と女性にきついことを要求することになるかもしれない。なぜならば、勤労をしないと支援を受けられない可能性が高くなるからである。

まとめ

日本は貧富の格差が拡大中であるが、それを他の先進国との比較の上で評価してみると、所得分配の不平等度が高い国のグループに属していることがわかった。さらに、貧困者がどの程度存在しているか、という貧困率に注目すると、先進国の中でも最高の貧困率を示すグループに入っている。日本の貧困者は高齢者と若年者、それに傷病者、障害者と母子家庭に集中していることがわかった。貧困対策の必要性が高まっている時代である。

参考文献

橋木俊詔(2004)編『封印される不平等』東洋経済新報社

表1 先進諸国の所得分配不平等度(ジニ係数)

デンマーク	0.225	カナダ	0.301
スウェーデン	0.243	スペイン	0.303
オランダ	0.251	アイルランド	0.304
オーストリア	0.252	オーストラリア	0.305
フィンランド	0.261	日本	0.314
ノルウェー	0.261	イギリス	0.326
スイス	0.267	ニュージーランド	0.337
ベルギー	0.272	アメリカ	0.337
フランス	0.273	イタリー	0.347
ドイツ	0.277	ポルトガル	0.356
OECD全体(24カ国)	0.309		

出所: OECD(2004), *Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s*.

表2 OECD諸国の貧困率(%)

オーストラリア	11.9	(5)	日本	15.3
オーストリア	9.3	(1)	メキシコ	20.3
ベルギー	7.8		オランダ	6.0
カナダ	10.3		ニュージー	10.4
チェコ	4.4		ノルウェー	6.3
デンマーク	4.3		ポーランド	8.2
フィンランド	6.4		ポルトガル	13.7
フランス	7.0		スペイン	11.5
ドイツ	10.0		スウェーデ	5.3
ギリシャ	13.5		スイス	6.7
ハンガリー	8.1	(3)	トルコ	15.9
(4) アイルランド	15.4		イギリス	11.4
イタリー	12.0	(2)	アメリカ	17.0
OECD全体	10.7			

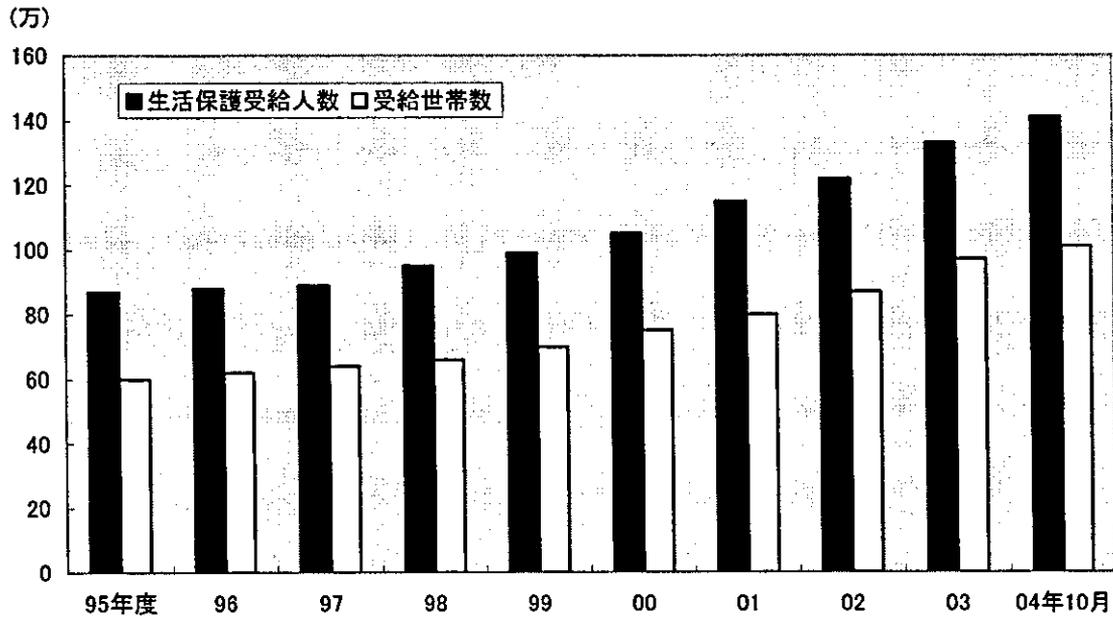
注: 国につけられたカッコ内の数字は貧困率が高い順序である。
出所: OECD(2004), 前出に同じ。

表3 日本における年齢別にみた貧困

年齢	貧困率	シェア
0~17	14.3	17.4
18~25	16.6	8.9
26~40	12.4	14.9
41~50	11.7	10.3
51~65	14.4	9.4
66~75	19.5	6.4
76+	23.8	12.7
		100.0

出所: OECD(2004), 前出に同じ。

図 生活保護受給者の増加



注:03年度までは平均、04年10月は月間速報値
出所:厚生労働省「生活保護動態調査報告」

3. 所得格差の国際動向： 経済協力開発機構の国際比較データから

<主任研究者>

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部部長

金子 能宏

<分担研究者>

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部第3室長
慶應義塾大学経済学部講師

小島 克久
山田 篤裕

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

平成 16 年度報告書

所得格差の国際動向：経済協力開発機構の国際比較データから¹

金子 能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所）

山田 篤裕（慶應義塾大学経済学部）

1. はじめに

高度経済成長により国民の生活水準が向上した 1960 年代後半頃から、我が国は所得格差が小さい「平等社会」と考えられてきた。しかし橋木（1998）によると、我が国における所得分配の平等度の変遷を見ると、戦後 30 年間は平等度が高いものの、80 年頃から貧富の格差拡大により不平等度が拡大している。国際比較をすると、最近では、平等性が高い北欧諸国（スウェーデン等）や、北欧諸国の次に位置する中欧諸国（ドイツとオランダ）よりも不平等性が高いグループに属している。この結果から、「わが国の所得分配の平等度は、信じられていたほど国際比較上からも高くなく、平等神話の崩壊を予感させるものがある」という。

その橋木が指摘するように、所得格差の国際比較は容易ではない²。その理由として、所得は、①世帯単位と個人単位のどちらで把握するのか、②どの段階の所得（当初所得か可処分所得か）を把握するのか、③年収なのか月収なのか、等について、各国の統計でそれぞれの基準があり、これらを統一することが困難なためである。欧米諸国では、Luxembourg Income Study（ルクセンブルク所得研究、以下 LIS）や Eurostat において、各国・地域のジニ係数等の分析が可能であり、研究例も多い³。我が国を含めた形での所得格差の国際比較の研究例として、上記の橋木（1998）の他、経済企画庁経済研究所（1998）、太田（2000）、

¹ 本論文は、平成 14～15 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究』及び平成 11 年度厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『活力ある豊かな高齢社会構築のための方策に関する研究』において行われた、厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果を引用・活用した。また、各国データ及び我が国との比較については、OECD（2004）『Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s』の成果も引用・活用した。この場を借りて、御協力いただいた方々に厚く御礼申し上げたい。

² この他に、後出の OECD（1996）の他、太田（2000）、白波瀬（2002）、清家・山田（2004）等において指摘されている。

³ ルクセンブルク政府と人口・貧困と政策研究センターの後援の下で行われている研究プロジェクトであり、主な国や地域の所得格差等に関する分析を行うことを目的としている。欧米諸国を中心に 25 の国や地域が参加（所得データ等を提供）している。我が国は参加しておらず、アジアからは台湾が参加している。Eurostat では、加盟国のジニ係数を公表しているが、その基礎となっている調査は『The European Household Panel (EHP)』である。この調査は、EU 加盟の各国で統一された内容（世帯、所得、就業、健康等）の調査票で実施されるパネル調査である。

白波瀬（2002）等がある⁴。しかし、我が国は LIS や Eurostat にデータを提供していないため、欧米諸国間のみと比較研究に比べて研究は多くはない。そのような中、経済協力開発機構（以下、OECD）では、加盟国の所得格差や低所得の動向を把握することを目的として、所得格差に関する研究を進めてきた。2004年11月、その成果をまとめた最新の研究成果が公表された。この研究では、OECD加盟国の内、我が国を含む26ヶ国の所得格差の状況、一部の国については時系列での分析を行っている。本研究班では、この報告書を購入した。報告の主なポイントは本報告書所収の橋木論文で述べられているところである。そこで、本論文ではこの研究結果の内容を若干詳細に紹介する形をとりつつ、OECD加盟国の所得格差の状況等を紹介すると共に、所得格差におけるこれらの諸国内での我が国の位置について概観する⁵。

2. OECD による所得格差国際比較研究について

OECD はこれまでも、所得格差の国際比較研究を行ってきた。まず、Sawyer (1976) では、OECD 加盟国の所得統計等を収集し、1970年頃の世帯所得の格差等に関する分析を行った。その中から我が国に関する結果を見ると、我が国の所得格差（ジニ係数）は世帯の可処分所得ベースで0.316と12カ国のOECD加盟国のうち、オーストラリアに次いで低いものであった。なお、最もジニ係数が高いのはフランス（0.414）であった。この結果は日本の総中流社会、平等社会イメージにおいいうちをかけるものとなった⁶。ただし、ここで用いられた日本データは総務省統計局「全国消費実態調査」（1969年）、「家計調査」（1962年と1972年）の公表データであり、これらの調査が実施された当時は、我が国は高度経済成長の中にあり、それらの結果として、所得格差が最も小さくなる局面にあった。また、これらの調査では、前者は単独世帯の一部や農業世帯等が、後者は単独世帯と農家世帯等が調査対象外であった。これらの点から、結果の解釈には注意を要するものであった。

上記の研究は公表資料をベースとして行ったものであるが、所得格差の国際比較を正確に行うためには、各国の統計により異なる所得等の定義の統一に関する問題を克服する必要がある。OECD（1996）では、所得の定義、所得格差指標の算出方法等を統一し、LISのデータを活用しつつ、加盟国から必要なデータ等入手し、分析を行っている⁷。その中

⁴ 上記のうち、白波瀬（2002）は、厚生労働省「所得再分配調査」個票の再集計結果と、Luxembourg Income Study（ルクセンブルク所得研究）の各国の個票データを活用した形での国際比較を行っている。それによると、我が国の所得格差の程度はアメリカ、イギリス、スウェーデン、台湾と比較して中位にあり、決して極端に所得格差が大きいわけではないことを明らかにしている。

⁵ 本研究班では、OECD事務局から条件付きでの特別な許可を得て本報告書の和訳を行っており、その内容を次年度の総合研究報告書に掲載する予定である。

⁶ 白波瀬（2002）参照。

⁷ 日本データは経済企画庁経済研究所（現在の内閣府経済社会総合研究所）が総務省統計局「全国消費実態調査」の1984年と1994年の個票データを再集計し、必要な集計表をOECDに提出している。等価尺度による可処分所得や各種の所得格差等の指標が算出されているが、直接税や社会保険料は調査結果からではなく、調査時点の制度と所得額に基づく推計である。詳細は経済企画庁経済研究所（1998）を参照。

から我が国に関する結果を見ると、1980年代半ばから1990年代半ばにかけて、我が国の所得格差は拡大傾向にあるものの、その程度は欧米諸国と比べて中位にあった。

この研究では、OECD加盟国の所得格差の水準やその変化の動向を比較することが可能であった。しかしながら、高齢者といった特定の年齢集団の所得格差に関する比較研究はできない等の課題もあった。高齢者については、「引退期における所得保障政策の国際比較研究」等において所得格差の背景となる就業、経済状態等と政策課題を明らかにするための研究が行われており、高齢期（引退期）の経済状態の多様性が各国で見られることが明らかにされている⁸。これらを補うとともに、最新のデータを加えるとともに、対象国を拡大させることを目的として、最新の研究が実施され、2004年11月に結果が公表された。この研究では我が国を含めた所得格差の水準、変化の動きの他、高齢者や現役世代の所得格差に関する分析が行われている。本論文の後半では、この報告書の内容の若干詳細な紹介しつつ、我が国における所得格差等の位置をまとめることにする。

3. プロジェクトの概要と内容について

(1) プロジェクトの目的等

OECD加盟国の所得水準や所得格差等に関する分析を行うことを目的としている。今回は、OECD（1996）等の成果を引き継ぐために、これまでの分析の枠組み（必要なデータ等）を基本的に引き継いでいる。データは2000年頃のものを追加するとともに、対象国の拡大も行われた。その結果、分析の対象国はOECD（1996）当時の12カ国から26カ国⁹へと拡大され、時系列の分析も、最大で4時点（1970年代中頃、1980年代中頃、1990年代中頃、2000年頃）で可能になった。

(2) 使用データ

今回使用されたデータは表の通りである。所得が調査項目にある世帯調査を用いている国が多いが、パネル調査や税務統計を用いた国もある。我が国は、厚生労働省「国民生活基礎調査（所得票）」¹⁰の1986年、1995年、2001年調査（所得票）が用いられている。これについては、平成14～15年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「医

⁸ 詳細はOECD（2001）、山田（2002）、清家・山田（2004）を参照。

⁹ 日本の他、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ（日本以外はアルファベット順である）の26カ国である。ちなみに現在のOECD加盟国は30である（今回の分析の対象外は、アイスランド、ルクセンブルク、スロバキア、韓国である）。

¹⁰ 「国民生活基礎調査」は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画および運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。毎年、世帯と所得に関する調査が行われているが、3年に1度、貯蓄、健康に関する調査票を加えた大規模な調査も行われている。2001年の調査は、大規模調査年であり、世帯票、所得票、健康票、貯蓄票の他に、新たに介護票も作成されている。ちなみに、2001年に行われた調査では、「世帯票」による調査は約28万世帯を、「所得票」による調査は約4万世帯を客体として行われた。

療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」において行われた、厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果が引用・活用されている¹¹（表1）。

（3）所得の定義、所得格差指標

この研究で定められた、所得や所得格差指標等の定義をまとめると以下のようになる。

まず、分析対象は個人であるので、一人当たり所得が用いられている。これは家計からの支出は、税や社会保険料を支払った後の可処分所得からまかなわれるからである。また、個人所得での分析では、データ利用の可能性の他、同居世帯員同士での世帯内所得移転の効果を見落すことにもなるからである。一人あたり所得の算出に当たっては、個人が所属する世帯の規模の違いを考慮するために、等価尺度が用いられた¹²。等価弾性値は0.5であり、世帯所得を世帯員数の平方根で除する形で一人あたり所得を求めることとしている。

詳細な所得等の種類として、①雇用者所得、②事業所得、③財産所得（利子・配当金、家賃・地代、その他の私的移転）、④社会保障給付（公的年金・恩給、その他の社会保障給付）、⑤直接税（所得税、住民税、固定資産税）及び社会保険料の5種類となっている。特に、①は、分析の必要に応じて世帯主、世帯主の配偶者、その他の世帯員の雇用者所得に分類し直している。①から④までの合計から⑤を控除したものが可処分所得であり、基本的にはこの可処分所得を元に分析が行われている。ただし、直接税や社会保障による所得再分配効果を検証するため、①から③の合計を市場所得として定義している¹³。これは、就労や資産運用の結果生じる収入や企業年金等の私的移転による所得であり、税や社会保障制度が存在しない場合の所得である。

次に、所得格差の指標として、ジニ係数（The Gini index）とMLD（The Mean Log Deviation、平方対数偏差）、SCV（Squared Coefficient of Variation、平方変動係数）の3種類が算出されている。ジニ係数は最もよく知られた所得格差指標であるが、MLDは人口構造に着目した要因分解が可能であり、所得格差を年齢階級別の貢献度に分解するという要因分解が可能である¹⁴。また、SCVは所得の種類別の要因分解が可能であり、「社会保障給付が高齢者の所得格差に与えた影響はどの程度なのか」という命題についての検証が可能である。なお、これらの指標の計算式は以下の通りである。

11 同研究では、平成11年度厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「活力ある豊かな高齢社会構築のための方策に関する研究」の成果も活用している。

12 住居費等の世帯員全員で共通に消費する性格のものは、世帯員数が増加しても必ずしも比例的に支出が増加するわけではない、という考えを背景に採られている方法である。この研究では世帯員数の平方根で世帯可処分所得を除する方法が採られているが（詳細はAtkinson（1995）参照）、世帯構成員の年齢別の生計費等を元に等価尺度を設定する方法もある（詳細は河野（1987）、高山・有田（1996）参照）。

13 厚生労働省「所得再分配調査」で「当初所得」として定義されているものと同義である。

14 所得格差変化の要因分解も可能であり、その方法は、U.S. Department of Commerce（1993）による。この方法による分析として小島（2001）、小島（2003）がある。

(a) ジニ係数

$$Gini = \left(\frac{2}{\mu \cdot n^2} \cdot \sum_{k=1}^n k \cdot W_k \right) - \frac{n+1}{n}$$

(b) MLD

$$MLD = \frac{\sum_{k=1}^n \ln \left(\frac{\mu}{W_k^*} \right)}{n}$$

(c) SCV

$$SCV = \frac{\text{var}(W_k)}{\mu^2} = \frac{\frac{1}{n} \sum_{k=1}^n (W_k - \mu)^2}{\mu^2}$$

注： W_k は個人 k の一人あたり所得、 n は世帯員数、 μ は一人あたり所得の算術平均。なお、MLD の W_k^* は平均可処分所得の 1%未達の所得の者は、平均可処分所得の 1%に調整。

この研究では、所得格差指標の他に、貧困率を算出している。貧困率とは、一定の所得（貧困線）以下の所得しか得ていない者の人口に占める割合である。貧困線は可処分所得中央値の 50%で設定することが多いが、同中央値の 30%、40%、60%という基準もある。本論文では、等価可処分所得中央値の 50%を貧困線とした場合の結果を紹介した¹⁵。

さらに、時系列での分析を行うため、物価上昇への配慮を行うことが求められている。我が国の場合、消費者物価指数を元に、1994年と2000年の所得を1985年価格に換算した（1994年で13%、2000年で14%デフレートした）。

(4) 集計表の作成

この研究では、加盟国に対して所得の定義等の他、集計表の様式を定めた仕様書を示している。集計表は、上記の方法で算出された所得、所得格差指標等を年齢別、世帯構造別に集計するものである。また、等価可処分所得の所得十分位を元に、所得水準や世帯員分布に関する集計も指示されている。年齢別については、年齢総数の他、0～17歳、18～64歳、65歳以上の区分を原則とした集計となっている。世帯構造別では世帯主の年齢（65歳

¹⁵ 貧困率の定義と高齢者の貧困率の測定は山田（2003）を参照。

以上か否か)、子供の有無・数、就業者の有無・数を元に世帯構造が定義されており、これを元にした所得水準、所得格差、貧困率の集計が指示されている。

3. 所得格差の状況

(1) ジニ係数の状況

今回比較対象となった26カ国のジニ係数(各国データの最新年次、多くは2000年頃)の水準を見ると、平均でおよそ0.31となっている。しかし、最大で0.45を超える国(メキシコ)がある一方で、最低で0.25を下回る国(デンマーク)があり、各国間の格差が大きい。ジニ係数が低いのは、北欧および中欧・東欧諸国(オーストリア、チェコ等)であり、ジニ係数は0.26以下の水準にある。その他のヨーロッパ大陸諸国やカナダ等では0.26~0.31の水準にあり、アングロ・サクソン諸国(アメリカ、イギリス等)や南欧の一部(イタリア等)では0.31~0.36とジニ係数が高めに出る傾向がある。我が国のジニ係数はおよそ0.31(2000年)であり、アングロ・サクソン諸国の水準の下限に位置しており、上記のOECD加盟国の平均値にほぼ等しいところにある。これより、我が国の所得格差は今回の比較対照となったOECD加盟国の中では平均的な水準にあるといえるが、G7諸国に限定すると、高い水準にあるといえる(図1)。

(2) 時系列での変化

我が国の所得格差は拡大傾向にあることがしばしば指摘されている。OECD加盟国の中で見た場合、我が国の位置はどのようなところにあるのであろうか。各国のジニ係数の変化を、1970年代半ばからおよそ10年ごとの変化の傾向を見ると以下ようになる。1970年代半ばから1980年代半ばまでの変化を見ると、ギリシアでは大きな縮小を見せた一方で、アメリカやイギリスでは大きな拡大を見せている等、加盟国の間に共通する傾向は見られない。1980年代半ばから1990年代半ばにかけての変化を見ると、所得格差が拡大する傾向が共通して見られ、格差が縮小したのはオーストラリア等わずかであった。1990年代半ばから2000年頃にかけては、各国に共通した傾向は見られず、所得格差の変化がほとんどなかったか、わずかであった国がそれぞれ同じくらいの割合を占めている。我が国について1980年代半ばからの変化を見ると、1980年代半ばから1990年代半ばにかけて、1990年代半ばから2000年頃にかけての両方で所得格差がわずかに拡大しているという位置づけになっている。前者は全体として所得格差拡大傾向にあり、後者は若干の拡大と変化なしの国がほぼ同じくらい存在する時期である。このことから考えると、我が国の所得格差はこの20年間で拡大傾向にあるものの、諸外国と比べて際だって大きな変化率を示しているわけではないことが分かる。ただし、G7諸国に限定した場合、高い伸びとなっている(表2)。

(3) 貧困率の状況

貧困率（各国の等価可処分所得中央値の50%を貧困線とし、これを下回る所得しか得ていない者の割合）を見ると、2000年頃のデータがないベルギーとスペインを除く24カ国平均でおよそ10%となっている。貧困率はデンマーク、スウェーデン、チェコ等で5%程度の水準にとどまる一方で、アメリカやアイルランド等で20%に近いか超える水準にある。我が国の貧困率は15%程度であり（2000年）、アメリカ等よりは低い、イタリア、ポルトガルより高い水準にある。この貧困率は所得の中央値を基準とした相対的な概念であり、これが高いからといって、生存が脅かされる者が多いということではないことに留意する必要がある（図2）。

4. 現役世代の所得格差

（1）所得格差等の状況

OECD加盟国では、高齢化が進んでいるとはいえ、人口構造の上では18～64歳の現役世代が最も多い。そのため、彼らの所得格差の動向等が、国全体の所得格差等左右するものと考えられる。現役世代のジニ係数の状況を見ると、既に述べた年齢総数ベースでの所得格差の場合とほぼ同じ傾向が見られる。我が国の位置についてみると、2000年でおおよそ0.3強の水準にあり、我が国と同じジニ係数の水準にある国として、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカといった環太平洋諸国とイギリス、アイルランド、イタリア、ギリシアがある。時系列の変化の傾向を見ると、1990年代半ばから2000年頃にかけてOECD加盟国の平均としてはわずかにジニ係数が上昇しており、各国別に見てもほとんどの国で同様の傾向が見られる（図3）。

また、貧困率（2000年頃）はベルギーとスペインを除く24カ国の平均で8.9%となっており、年齢総数ベースよりも低い。時系列でみるとほとんどの国で上昇傾向にある。なお、我が国の貧困率はおおよそ13.5%であり、アメリカやアイルランドと同じ程度の水準にある（図4）。

（2）各種施策の効果

現役世代の所得源としては、就労によるもの（雇用者所得と事業所得）が大きなウェイトを占めていることは各国とも共通している。そのため、就労による所得の格差が現役世代のジニ係数や貧困率を左右し、ひいては一国全体の所得格差等にも影響を与えるものと考えられる。今回の報告では、就労に関する指標（労働力率（男女総数及び女性）、低賃金労働者の割合、無職世帯に居住する者の割合）と貧困率との関係を検証している。

労働力率と貧困率との関係を見ると、男女総数、女性の場合ともに極めて弱い相関となっている。女性の労働力率との関係から見ると、男性（配偶者）の所得が高い場合に、より所得の高い就業機会を女性が持っていることが多いことが考えられる。このことが弱い相関につながっているのではないかと分析している。

次に、低賃金労働者（正規就業者の内、同就業者の平均所得の3分の2未満の賃金しか

得ていない者)が正規就業者に占める割合と貧困率との関係を見ると、弱い相関が見られる。このことは、最低賃金の保証を整えることはもとより、高い賃金が期待される高い技能を持った労働力を多くし、生産性が高い経済を実現させることが現役世代の貧困を少なくすることを意味するものと思われる。

さらに、無職世帯に居住する者の割合と貧困率の関係を見ると強い正の相関が見られる。このことは、若年層を中心に①就労に必要な技能や意識を身につけさせる施策を実施すること、②効率的な労働市場を機能させること、③意欲と能力のある者には均等な機会を保証することといった施策が重要であることを物語っているものと思われる(図5,6)。

5. 子どもの貧困率

(1) 子どもの貧困率の状況

今回の研究では、年齢階級別のジニ係数や貧困率の算出が行われており、最も若い年齢階級として18歳未満が設定されている。これを子どもとして、その貧困率の国際比較が行われている¹⁶。OECD加盟国の子どもの貧困率(2000年頃)は、ベルギーとスペインを除く24カ国の平均で12.4%となっており、1990年代半ばと比べて0.7%ポイント程度上昇している。国別の傾向を見ると、全体としては年齢総数ベースの貧困率よりも低い傾向が見られる。特に、北欧諸国で4%未満の水準で最も低く、フランスやスイス等がこれに続いている。最も貧困率が高いのはメキシコ、トルコ、アメリカであり、20%を超えている。我が国はおよそ14%であり、ニュージーランド、イタリア、カナダ等に近い水準にある(図7)。

(2) 所属世帯による違い

子どもの貧困は、その所属する世帯の家族構成、親の就業状態、税や社会保障による移転の大きさによって左右される。今回の研究では、子どもの貧困率を、その所属世帯別(両親のいる世帯、ひとり親無職世帯、ひとり親有職世帯)に分析している。まず、OECD加盟国すべてに共通しているのは、ひとり親世帯における貧困率が高いことである。オーストラリア、カナダ、ニュージーランド等では40%を超え、スペイン、日本では50%に達している。次に、ひとり親世帯を親が有職、無職の別に分けると、ひとり親の無職世帯に所属する子どもの貧困率はさらに高くなっている。その水準は20~90%と国により大きな幅があるが、子どもの貧困率の平均(およそ12%)と比べると極めて高いことが分かる。特に、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、イタリア、アイルランド等では70%を超える水準にある。我が国は50%を超えるところに位置している。これに対して、ひとり親の有職世帯にいる子どもの貧困率は、両親がいる世帯の水準に近い。なお、我が国では、親の

¹⁶ 子どもの貧困率は、既に述べたように、一人あたり等価可処分所得中央値の50%未満の者の割合である。よって、絶対的な飢餓状態にある者を意味するのではない。18歳未満の者の貧困率については、国連児童基金(UNICEF)でも分析しており、最新の成果として、UNICEF(2005)がある。